

特集

公共交通

を生かしたまちづくり

～実証実験 デマンドタクシーがはじまります～



安来市の公共交通は、主にイエローバス、JR、タクシーや住民主体による地域内輸送等の交通で構成されています。車を運転できない高齢者や児童・生徒を中心に、地域住民の生活を支える移動手段を担っています。

今号では4月から実証実験として始まる、デマンドタクシー（予約制の相乗りタクシー）についてお知らせします。

イエローバスの利用状況の推移

(単位：人)



について紹介します。

担を残すことになりません。

このような現状を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指して、4月から始まる市の公共交通の新たな取り組み（実証実験）について紹介します。

イエローバスの
利用者が4割減少

平成12年3月の一畑バス全面撤退後、イエローバスは市内の大部分をカバーする公共交通として運行してきました。

平成23年度には利用者が年間41万人ありましたが、少子高齢化等の影響により、令和2年度には25万人まで落ち込んでいます。一方で賃金上昇の影響から、経費の大部分を占める運行委託料の増加は続いています。人口減少により税収減が見込まれる本市では、バス路線を今のまま維持することは将来に大きな負担を残すことになりません。



公共交通としての イエローバスの現状

市民対象アンケート（令和3年9月実施）では、バス停もしくはバス路線から自宅が遠いため、バスの利用が出来ないという意見が多くありました。また、車両を小型化し自宅近くまで来てほしいという要望も地域を問わずあります。

しかし、イエローバスは小中学校の通学も担っているため、児童・生徒が座って乗車できる大きさが必要です。また3カ月毎の車両点検が義務付けられているため、たえず車両を入れ替えながら運行する必要があり、一部車両の小型化は車両運用を困難にするため出来ません。

高齢化が進行する中、移動手段の確保の重要性は高まっています。イエローバスによる輸送サービスの維持拡大は困難であるため、より効率的で利便性の高い公共交通サービスを提供していく必要があります。

そのため、4月から一部地域でタクシーを活用した輸送事業の実証実験を行い、新たな公共交通の形を検証していきます。

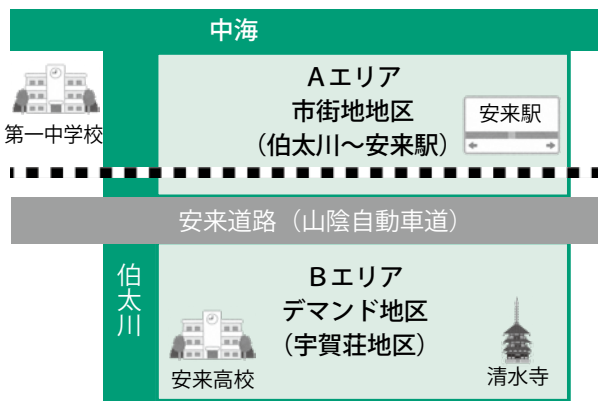
タクシー（相乗り）を活用した 電話予約制による輸送事業が始まります

事業期間

4月1日～9月30日

対象エリア

安来道路（山陰自動車道）より北側で伯太川から安来駅までのエリアを市街地地区（以下、Aエリア）、安来道路より南側で伯太川以東の宇賀荘地区をデマンド地区（以下、Bエリア）とし、AエリアとBエリアとの輸送をタクシーで実施します。
Bエリアでは乗降場所に制限はなく、Aエリアはバス停のみでの利用となります。



利用条件

乗降のどちらか一方は、必ずBエリアで行う必要があります。利用の可否は、次のとおりです。

- 利用可能な場合
AエリアとBエリアを往來する移動
- Bエリアのみでの移動
- 利用不可の場合
Aエリアのみでの移動
- AエリアおよびBエリア外での移動

利用時間

10時～16時※30分ごとに乗車エリアが変わります。

- Aエリアから乗車し、Bエリアへ移動する場合：毎時1分～30分（前半30分）の間に乗車
- (例) 10時1分～10時30分
- Bエリアから乗車し、AまたはBエリアへ移動する場合：毎時31分～00分（後半30分）
- (例) 10時31分～11時

利用料金

利用料金は1人1回乗車で200円になります。

イエローバスのバス利用料金に準じるため、料金減免対象者は100円。シルバー・フリー定期回数券での利用も可能です。

中山間地域では 住民主体の地域内交通 に取り組んでいます

公共交通のサービスが充足できていない山間部では、イエローバスに代わる交通手段として住民主体の取り組みが進んでいます。

① 宇波地区の取り組み (宇波デマンド交通)

公共交通のサービスが充足できていない山間部の宇波地区では、住民が運転者となって乗客を輸送する住民主体の移動サービスを提供しています。

平成26年12月の開始当初は、道路運送法によらないボランティア輸送の取り組みを行っていましたが、

現在は運転者への報酬を確保するため、交通空白地有償運送（以下、自家用有償旅客運送）の登録を受けて運行しています。

▽実施主体：うなみの里創生プロジェクト
▽利用対象者：宇波地区住民
▽運行範囲：自宅から宇波地区内の最寄りバス停、交流センター



減免については減免証明書等の提示が必要です。

利用方法

①予約受付番号に電話します。
氏名、乗車する場所と時間、人数、目的地を伝えてください。

予約受付番号

☎26・0022

(受付時間 9時〜16時)

▽予約は、乗車する前日から当日の15分前までに行ってください。
▽予約は電話のみとし、乗車時に運転手に直接、予約することは出来ません。

▽利用は輸送のみで、送迎先での待機はしません。

▽一度の電話で2回分(行き・帰り)の予約が可能です。

▽エリア外への運行でなければ、どなたでも利用できます。

②予約時におおまかな到着時刻をお伝えします。

乗車する場所でお待ちください。運転手が乗車する場所に到着後に、玄関までお迎えする等のサービスは原則行いません。乗車場所に到着した際、利用者の姿が見えない場合は次の運行に向かう事があります。なお、相乗りの場合は、他の予約状況により到着時間が前後する場合があります。

③タクシーに乗車します。

タクシーの車体横

に専用車両と分かるように、下記のマグ

ネットシートを貼り

付けて運行します。

④目的地に向かいます。

他の利用者がいる場合、目的地

への到着に時間がかかる場合があります。

必ずしも乗車順に目的地に行くわけではありません。

⑤降車場所ではありません。

降車場所はBエリアが目的地、Aエリアがバス停となります。

運行タクシー事業者

ちどりタクシーと日本交通が、日替わりで運行します。

実証実験に伴う対象エリアのイエローバスを運休します

実証実験の開始と同時に、AエリアおよびBエリアを運行する次のイエローバスは運休します。

●運休対象：観光ループ全便

広瀬Ⅱ米子線(清水経由)

なお、運休の影響を緩和するため、広瀬Ⅰ安来駅、安来駅Ⅱ米子駅間の運行と吉田線の増便を行います。

事業期間終了後

利用状況や利用者アンケート等の実施により、事業期間終了後の運行手法を検討します。

10月以降、期間を空けず事業を行う予定としています。



地域の实情に合った交通手段を検証します

市内の公共交通は持続的に維持・確保していく必要があります。令和4年3月に未来に残していくための目標や事業を示した、市の新たな公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」(計画期間：令和4年度〜令和8年度)を策定しています。

タクシーを活用したデマンド輸送事業は、この計画の中の一つの取り組みとして掲げています。この事業を根付かせるためにも、事業者と利用者双方との調整が必要です。今後とも地域の实情に合った交通手段の検証を行っていきます。



地域振興課交通政策係 石川貢之係長

問い合わせ

地域振興課

☎23・3069



▲宇波地区デマンド交通(ふくろう号)

②比田地区の取り組み(比田デマンド交通)

比田地区も宇波地区と同様に地域住民による道路運送法によらないボランティア輸送が実施されていましたが、平成31年3月に自家用有償旅客運送の登録を受けて運行しています。また、市から委託を受けた訪問型サービスD(移動支援)や、買い物支援として買い物代行サービスなどの取り組みを令和元年度から実施しています。

▽実施主体：えーひだ交通運営協議会
▽利用対象者：東比田地区、西比田地区と梶福留地区の住民
▽運行範囲：自宅から地区内の指定のバス停、交流センター、商店、金融機関

